

訪問診療 料金表

基本料金① (1回につき)

在宅患者訪問診療料(定期的・計画的)	1割	2割	3割
同一建物居住者以外の患者様	¥890	¥1,780	¥2,660
同一建物居住者の患者様	¥210	¥430	¥640

在宅時医学総合管理料(在宅緩和ケア充実診療所・病院加算込み)

1ヶ月の訪問回数	診療患者数	1割	2割	3割
1回	1人	¥2,920	¥5,840	¥8,760
1回	2～9人	¥1,580	¥3,160	¥4,740
1回	10人以上	¥820	¥1,640	¥2,460
2回以上	1人	¥4,500	¥9,000	¥13,500
2回以上	2～9人	¥2,400	¥4,800	¥7,200
2回以上	10人以上	¥1,200	¥2,400	¥3,600
2回以上	1人(別に厚生労働大臣の定める状態)	¥5,400	¥10,800	¥16,200
2回以上	2～9人(別に厚生労働大臣の定める状態)	¥4,340	¥8,680	¥13,020
2回以上	10人以上(別に厚生労働大臣の定める状態)	¥2,740	¥5,480	¥8,220

施設入居時医学総合管理料(在宅緩和ケア充実診療所・病院加算込み)

1ヶ月の訪問回数	診療患者数	1割	2割	3割
1回	1人	¥2,100	¥4,200	¥6,300
1回	2～9人	¥1,140	¥2,280	¥3,420
1回	10人以上	¥800	¥1,590	¥2,390
2回以上	1人	¥3,200	¥6,400	¥9,600
2回以上	2～9人	¥1,700	¥3,400	¥5,100
2回以上	10人以上	¥1,180	¥2,350	¥3,530
2回以上	1人(別に厚生労働大臣の定める状態)	¥3,900	¥7,800	¥11,700
2回以上	2～9人(別に厚生労働大臣の定める状態)	¥3,120	¥3,240	¥9,360
2回以上	10人以上(別に厚生労働大臣の定める状態)	¥2,720	¥5,430	¥8,150

☆別に厚生大臣の定める状態(月2回訪問診療を行っている場合)

末期の悪性腫瘍・スモン・難病法第5条第1項に規定する指定難病・後天性免疫不全症候群
 脊髄損傷・真皮を超える褥瘡
 在宅自己連続携帯式腹膜灌流・在宅血液透析・在宅酸素法・在宅中心静脈栄養法
 在宅成分栄養計か栄養法・在宅自己導尿・在宅人工呼吸・植込型脳、脊髄刺激装置による疼痛管理。肺高血圧であってプロスタグランジン I 2製剤を投与されている
 気管切開・気管カニューレを使用・ドレーンチューブ・留置カテーテルを使用
 ドレーンチューブ・留置カテーテルを使用・人工肛門又は人工膀胱を設置。 以上の状態